

株式会社ヒューテック

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、雇用の安定、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間：2024年2月29日～2029年2月28日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

女性活躍推進法

目標 1

非正規雇用から正規雇用への転換（10%以上）を目標に促進し、男女ともに安定した雇用状況を確認する。

<実施時期・取組内容>

- 2024年3月～ 資格取得含め自己研鑽による能力アップの経済的支援を実施する。
- 2024年4月～ 同一労働同一賃金ガイドラインの沿った待遇確保を継続する。

目標 2

育児休業を積極的に取得しやすい環境を整え、育児や家庭の負担を男女で均等に分担できるようにする（育児休業取得率70%以上）

<実施時期・取組内容>

- 2024年3月～ 取得する社員の意向を把握する。また、復帰支援計画等の相談に応じる。
- 2024年5月～ 男性社員含めて取得促進を社内発信する。
- 2024年7月～ 休業期間中には社内情報及び資料の提供を行い安心感を与える。

次世代育成支援対策推進法

目標 3

育児・介護休業・子の看護休暇制度など従業員への周知をおこなっていく。

<実施時期・取組内容>

- 2024年3月～ 社員へのアンケート調査・子の看護休暇制度のニーズを調査する。
- 2024年5月～ 制度について理解を深める為に、管理者を対象とした研修を実施
- 2024年7月～ 社内報などによる社員への周知をおこなう。